

令和 4年 8月26日

児童生徒の保護者の皆様へ

鳴門市教育委員会
教育長 三浦 克彦

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について(お知らせ)

保護者の皆様には、日頃より新型コロナウイルス感染症対策について、ご理解とご協力をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。現在、徳島県において、高い感染レベルが継続しており、今後も各小・中学校において、臨時休業(学年・学級閉鎖)を実施することが予想されます。

本市小・中学校では、臨時休業について、以下のとおり対応しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、臨時休業を実施する基準は、夏季休業日前と変更はありません。

学校において、学校関係者(教職員・児童生徒)の新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合でも、

直ちに臨時休業(学年・学級閉鎖を含む。)は行わない

こととします。(そのまま、通常どおり学校運営を継続します。)

ただし、例外として、以下のように「学校内で感染が広がっている可能性が高い」と考えられる場合は、おおむね2～5日間程度(土・日・祝日を含む。)の臨時休業(学年・学級閉鎖を含む。)を行います。

- ①同一の学級において複数の児童生徒の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状がある児童生徒が複数いる場合 など

※ ②のケースで、「未診断の風邪等の症状がある児童生徒」全員の「陰性」が確認できた場合は、臨時休業の期間を短縮する場合があります。

臨時休業(学年・学級閉鎖を含む。)を行う場合は、これまで通り、**在校時間中であれば速やかに下校(またはお迎え)をお願いすることになります。**

一斉送信メール・電話などによる学校からの連絡は、場合によっては急な決定となり、日中のほか、**夜間・早朝などの時間帯にご連絡する場合があります**ので、あらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】 鳴門市 教育委員会 学校教育課 TEL:088-686-8802